

作成日 令和 6年 12月 16日

令和 6 年度 施行

## 庁内コンピュータ等廃棄作業委託

( 総務課 行政経営係 )

公示用

## 庁内コンピュータ等廃棄作業委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
ラック型サーバ データ消去(磁気破壊後物理破壊)・処分		15	台		
ノートPC データ消去(磁気破壊後物理破壊)・処分		4	台		
NAS データ消去(磁気破壊後物理破壊)・処分		1	台		
ルーター データ消去(物理破壊)・処分		2	台		
LTO データ消去(磁気破壊)・処分		1	式		
HDD データ消去(磁気破壊後物理破壊)・処分		2	台		
FD データ消去(磁気破壊)・処分		1	式		
液晶ディスプレイ 処分		6	台		
ハブ 処分		1	台		
切替器 処分		2	台		

UPS(中型) 処分		13	台		
ケーブル・金属・廃プラスチック類 処分		1	式		
データ消去専用装置持込費		1	式		
輸送費及び出張作業員費(札 幌一芽室町、作業員3名、車両1 台)		1	式		
計					
消費税 10 %					
合計					

# 仕 様 書

## 1. 業務名

庁内コンピュータ等廃棄作業委託

## 2. 履行期限

令和 7 年 1 月 31 日 まで

## 3. 業務内容

### (1) 指定事項

- ① 本業務の履行により知り得た情報については、第三者に漏らし、又は不当に利用してはならない。
- ② 本業務を受託者以外の業者へ再委託することを禁止する。(パート・アルバイトを使わないことを原則とするが、パート・アルバイトを使う場合は、予め芽室町に人員を報告し承認を得ること。)
- ③ 受託者は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001:2013)を認証取得していること。(データ消去・廃棄に関する業務プロセスが認証されていること。)
- ④ 芽室町が廃棄するハードディスク及び記憶メディアに残存する一切のデータを消去すること。
- ⑤ ハードディスクのデータ消去は、必ず磁気破壊を行った上、物理破壊を実施すること。
  - ア) 磁気破壊装置は、水平・垂直磁気記録方式のハードディスクに両対応した装置を使用すること。
  - イ) 磁気破壊装置は 10,000 Oe 以上の磁気発生機能を有していること。
  - ウ) 磁気表示機能を持つこと(磁気データ消去毎に、10,000 Oe 以上の発生磁気を確認できること。)
  - エ) 物理破壊装置は、ハードディスクのプラッタ部を 4 箇所以上加圧する事により、プラッタを完全に湾曲できる装置を使用すること。
- ⑥ 記憶メディア(磁気記録方式)については、磁気破壊後、メディアシュレッダーで物理破壊を行うこと。
- ⑦ 記憶メディア(磁気記録方式以外)についてはメディアシュレッダーで物理破壊を行うこと。
- ⑧ 作業を実施する場所は芽室町役場内もしくは、ISO/IEC27001:2013 の認証を受けている場所であり、物理的なセキュリティが確保されていること。また、産業廃棄物積替保管施設の許可を有する場所であること。
- ⑨ データ消去に当たり、芽室町が立会を必要とする場合は、その対応が可能であること。

### (2) データ消去後の廃棄処理

- ① 本業務においては「廃棄物及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)等の関係法令に基づく業務が発生する場合は、あらかじめ、委託者にその処理内容及び処理方法について、書面で報告し承認を得ること。
- ② 産業廃棄物の処分に当たっては、廃掃法を遵守するとともに、収集、運搬、処分(最終処分も含む。)における処理過程について、それぞれの手続きを行い、委託者に書面で報告すること。

### (3) データ消去作業報告書

- ① 受託者は(1)に従い、実施したデータ消去作業報告書を作成し提出すること。
- ② 作業報告書には下記の書類を一式として提出すること。
  - a. 作業内容(業務名、日時、作業場所、作業者全氏名)が確認できる書類
  - b. 作業実施の責任の所在が明記されている書類
  - c. 回収した情報機器の種別、数量が記載されている書類
  - d. ISO/IEC27001:2013 登録証(写)(データ消去・廃棄に関する業務プロセスが認証されていることが分かること)
  - e. 使用した磁気破壊装置及び HDD 物理破壊装置の仕様(スペック)が記載されている書類

- f. 産業廃棄物積替保管施設の許可証(写)
- g. 本実施案件と同規模のデータ消去業務実績が証明できる書類
- h. データ消去証明書(記憶媒体のメカ、型式、製造番号、消去方法の詳細が記載されている書類)

上記の d , e , f , g の書類は見積時までに事前提出すること。

(4) 対象物品の内訳

本業務委託において処理する物品は別紙内訳書の通りとする。

(5) 遵守事項

別紙1個人情報取扱特記事項及び別紙2情報セキュリティ対策特記事項を遵守すること。

#### 4. 留意事項

- (1) 本契約の履行にあたっては、事前に担当者と打ち合わせの上行うこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項等が発生した場合は、双方協議の上行うこと。

別紙 内訳書

品 目	数量	備 考
ラック型サーバ データ消去（磁気破壊後物理破壊）・処分	15 台	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
ノート PC データ消去（磁気破壊後物理破壊）・処分	4 台	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
NAS データ消去（磁気破壊後物理破壊）・処分	1 台	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
ルーター データ消去（物理破壊）・処分	2 台	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
LTO データ消去（磁気破壊）・処分	1 式	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
HDD データ消去（磁気破壊後物理破壊）・処分	2 台	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
FD データ消去（磁気破壊）・処分	1 式	データ消去証明書(詳細版)の提出を要する
液晶ディスプレイ 処分	6 台	
ハブ 処分	1 台	
切替器 処分	2 台	
UPS（中型） 処分	13 台	
ケーブル・金属・廃プラスチック類 処分	1 式	
データ消去専用装置持込費	1 式	
輸送費及び出張作業員費 (札幌-芽室町、作業員費、車両費)	1 式	